

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を算定して公表することを義務付けています。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.1%	31.9%

【健全化判断比率】

1 実質赤字比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等の赤字の割合で、正の数値が赤字の割合を示します。**実質赤字がない場合（負の数値）は、「－」が表示されます。**

＜早期健全化基準＞ 11.25% ＜財政再生基準＞ 20.0%

（単位：千円）

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計	6,675,105
	電気事業経営記念基金会計	99
	土地区画整理清算金会計	107
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計	34,516
	公債管理事業会計	0
	静岡市立静岡病院事業債管理事業会計	0
合 計 ①		6,709,827
標準財政規模 ②		197,591,090
実質赤字比率 $(-1 \times ①) \div ②$		－ (△3.39%)

2 連結実質赤字比率

地方公共団体の標準財政規模における全会計を対象とした赤字の割合で、正の数値が赤字の割合を示します。**実質赤字がない場合（負の数値）は、「－」が表示されます。**

＜早期健全化基準＞ 16.25% ＜財政再生基準＞ 30.0%

（単位：千円）

会 計 名	実質収支額又は資金不足・剰余額
一般会計等	6,709,827
競輪事業会計	724,699
国民健康保険事業会計	802,698
駐車場事業会計	221
介護保険事業会計	381,174
介護保険サービス会計	500
後期高齢者医療事業会計	360,271
水道事業会計	9,603,637
下水道事業会計	8,511,674
病院事業会計	3,266,804
簡易水道事業会計	0
農業集落排水事業会計	40,138
中央卸売市場事業会計	26,223
合 計 ①	30,427,866
標準財政規模 ②	197,591,090
連結実質赤字比率 $(-1 \times ①) \div ②$	－ (△15.39%)

3 実質公債費比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の割合を示し、3か年平均で表します。

＜早期健全化基準＞ 25.0% ＜財政再生基準＞ 35.0%

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和4年度	令和3年度
元利償還金 ①	25,539,461	26,616,619	26,291,385
準元利償還金 ②	18,679,905	17,480,080	16,820,998
①又は②に充てられる特定財源 ③	10,173,563	10,155,431	10,286,472
算入公債費及び算入準公債費の額 ④	23,016,529	22,975,905	22,716,933
標準財政規模 ⑤	197,591,090	193,465,064	199,938,663
実質公債費比率(単年度) ((①+②)－(③+④))÷(⑤－④)	6.31780%	6.43171%	5.70414%
実質公債費比率(3か年平均)	6.1%		

4 将来負担比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(地方公社や第三セクター等の負債を含む)の割合を示します。

＜早期健全化基準＞ 400.0%

(単位：千円)

項目	令和5年度
地方債の現在高 ①	499,541,512
債務負担行為に基づく支出予定額 ②	2,994,880
公営企業債等繰入見込額 ③	59,643,031
組合等負担等見込額 ④	319,263
退職手当負担見込額 ⑤	56,714,868
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	1,965,526
連結実質赤字額 ⑦	0
組合等連結実質赤字負担見込額 ⑧	0
将来負担額 ⑨(①～⑧の合計)	621,179,080
充当可能基金 ⑩	99,480,916
充当可能特定収入 ⑪	76,435,026
基準財政需要額算入見込額 ⑫	389,531,053
充当可能財源等 ⑬(⑩～⑫の合計)	565,446,995
標準財政規模 ⑭	197,591,090
算入公債費等の額 ⑮	23,016,529
将来負担比率(⑨－⑬)÷(⑭－⑮)	31.9%

【資金不足比率】

公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模（料金収入の規模）に対する割合で、正の数値が資金不足の割合を示します。資金不足がない場合（負の数値）は、「－」が表示されます。

病 院 事業会計	簡易水道 事業会計	水 道 事業会計	下 水 道 事業会計	農業集落排水 事業会計	中央卸売市場 事業会計
－	－	－	－	－	－

<経営健全化基準> 20.0%

（単位：千円、比率：％）

会 計 名	区分	資金不足額				事業規模	資金不足比率
		流動負債等 (又は歳出額等)	流動資産等 (又は歳入額等)	解消可能 資金不足額	資金不足額		
病院事業会計	法 適	1,793,772	5,060,576		-3,266,804	10,006,299	－
簡易水道事業会計	法 適	23,657	22,135	10,200	0	14,819	－
水道事業会計	法 適	3,097,769	12,701,406		-9,603,637	10,230,507	－
下水道事業会計	法 適	5,040,410	13,552,084		-8,511,674	15,433,568	－
農業集落排水事業会計	法非適	306,878	347,016		-40,138	43,628	－
中央卸売市場事業会計	法非適	624,190	650,413		-26,223	335,285	－

（注）算定方法は次のとおり。

$$\text{資金不足比率 (法適用)} = \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{資金不足比率 (法非適用)} = \frac{\text{歳出額等} - \text{歳入額等}}{\text{事業規模}}$$